

**「スポーツクラブ21有岡」**  
**クラブ内団体(サークル)への援助に関する規則**  
(平成16年5月作成)

「スポーツクラブ21有岡」(以下「本クラブ」という)は、別に定める「クラブ内団体(サークル)規則 第20条 援助」を補完する目的で、以下に規則を定める。

**第1条 (申請手続き)**

- 1) 本クラブからの援助を希望するクラブ内団体(以下「サークル」という)は、本クラブが定める申請書に必要事項を記入し、本クラブ会長に申請する。
- 2) 本クラブは、申請された項目を運営委員会にて審査し、本クラブ会長が承認する。

**第2条 (援助項目)**

- 1) 本クラブは、原則として以下に該当する項目を援助する:
  - ① サークル立ち上げに必要な初期用具購入費
  - ② 本クラブまたは他サークルと共有できる用具購入費
  - ③ 安全確保のために必要な修繕費
  - ④ 防犯対策費用
  - ⑤ イベント開催に必要な用具購入費用
- 2) 前項にかかわらず、本クラブ運営委員会にて承認された項目は援助の対象とする。

**第3条 (援助項目から除外される項目)**

以下の項目は、原則として援助の対象にはならない。ただし、本クラブが承認した場合にはその限りではない:

- ① サークル単独の活動における消耗品
- ② サークル単独の活動に必要な諸経費
- ③ 個人で使用する物品